

=研修・講習会=

1. ウインチ運転者特別講習会

車積載車に装備されるウインチを操作するためには、労働安全衛生法第59条、規則第36条の規定により「安全に関する特別教育」の受講が義務付けられています。

本講習は、ウインチを操作する際の基礎的な知識と注意点並びに関係法規の学科教育を行いますので、積載車の巻上げウインチを操作する方は、是非参加して下さい。

学科教育終了時に「巻上げ機（ウインチ）運転者特別教育 学科教育受講証明書」を交付させていただきますので、各事業場にて「巻上げ機の運転」「荷掛け及び合図」の実技教育（4時間）を実施後、事業場の実技を行った旨の証明をした「実技教育受講証明書」をお持ちいただければ、労働安全衛生法で定める「巻上げ機（ウインチ）の運転の業務に係る特別教育修了」を証明する修了証を発行します。

◇受付期間 **12月11日（金）まで**

◇講習日時 12月21日（月）9:30～17:00

◇講習場所 (一社) 山梨県自動車整備振興会 研修センター

◇受講対象者 事業場にウインチ付車積載車をお持ちで、車積載車のウインチ操作を行う方

◇募集定員 50名（定員になり次第締め切らせて頂きます）

◇受講料 5,200円（テキスト代含む）

受講申込み方法 受講申請書（P20）に必要事項を記入し教育課窓口までお申込み下さい。

2. 平成27年度第2回自動車整備技能認定資格教習

1. 募集種目

自動車整備技術コンサルタント（一級自動車整備士）

自動車整備技術スーパーアドバイザー（二級自動車整備士）

2. 受講申込み

①申込期間 **12月18日（金）まで**

②受講申込み方法 受講申請書（P21）に必要事項を記入し教育課窓口までお申込み下さい。

3. 受講料

		本教習	認定資格 教習	認定 ツール代	申請 手数料	費用 合計
コンサルタント	新技術免除無し	不要	¥8,900	¥19,644	¥3,240	¥31,784
	新技術免除有り	不要	¥2,200	¥19,644	¥3,240	¥25,084
スーパー アドバイザー	新技術免除無し	¥12,000	¥8,900	¥19,644	¥3,240	¥43,784
	新技術免除有り	¥12,000	¥2,200	¥19,644	¥3,240	¥37,084

※「新技術免除有り」については、平成27年度直近の整備主任者（技術）研修を受講済みの方が対象となります。

なおご不明な方は教育課までご相談下さい。

※認定ツールとは、認定証書額縁付、認定バッジ、認定看板額縁付（IDステッカー及び事業場名ステッカー1枚付）となります。

（認定看板にはIDステッカーが3枚まで貼付できますので、同一事業場で3名までの登録であれば認定看板1枚注文でも可能です。）

4. 予定講習日程

①コンサルタント及びスーパー アドバイザー

自動車新技術（免除無しの方のみ）

1月25日（月）9:00～16:00

認定資格教習

2月 3日（水）13:00～16:00

②スーパー アドバイザー

スーパー アドバイザー本教習

1月 8日（金）9:00～16:00

1月13日（水）9:00～16:00

1月20日（水）9:00～16:00

2月 3日（水）9:00～12:00

5. 受講資格

①コンサルタント

- （1）一級自動車整備士
- （2）山梨県自動車整備振興会会員の事業場に勤務されている方
- （3）整備に該当する自動車運転免許証が有効な方（取り消し、停止中は不可）
- （4）実務経験が3年以上の方

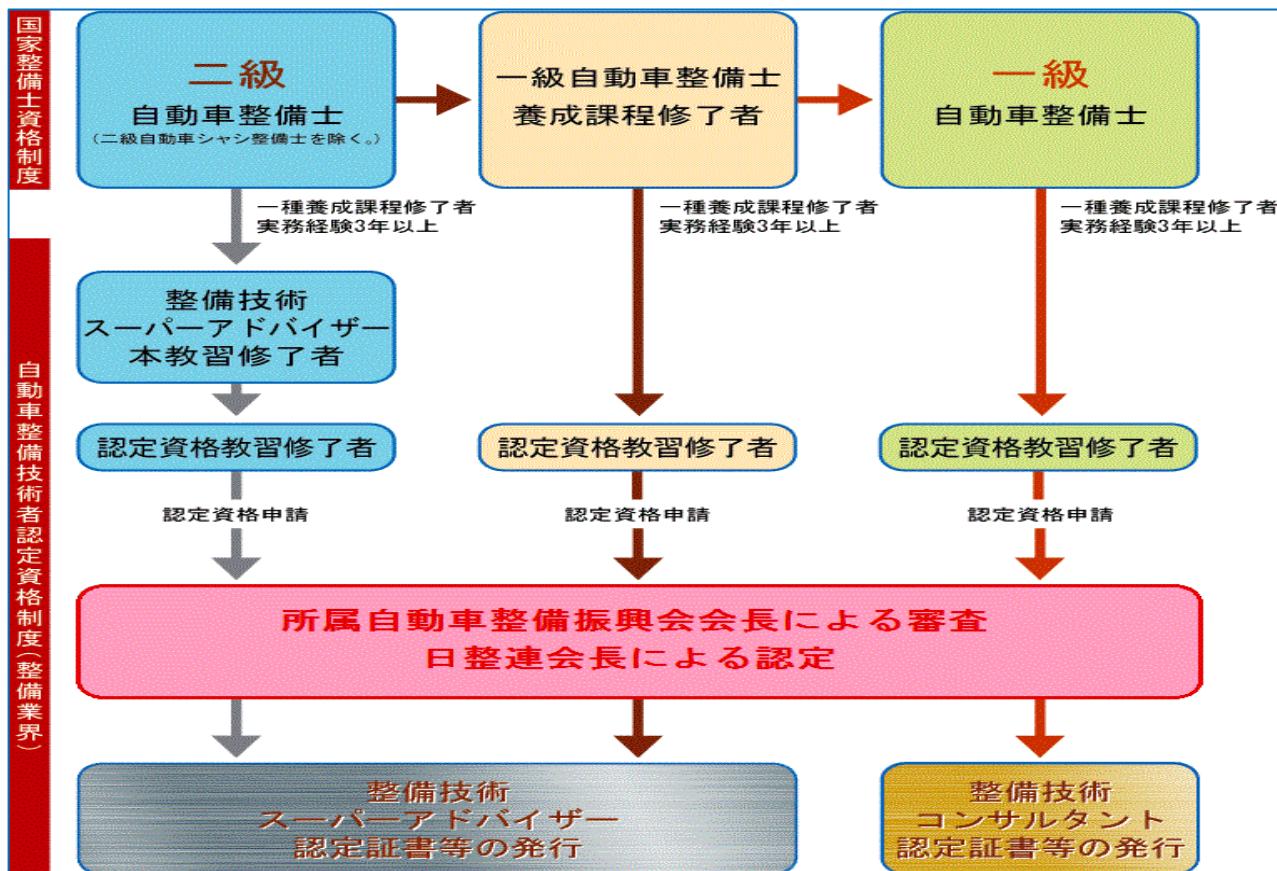
②スーパー アドバイザー

- （1）二級自動車整備士
- （2）山梨県自動車整備振興会会員の事業場に勤務されている方
- （3）整備に該当する自動車運転免許証が有効な方（取り消し、停止中は不可）
- （4）実務経験が3年以上の方

認定資格の取得メリット

- 専門的なコンサルティングやアドバイス手法の修得が自信につながり、お客様とのコミュニケーションがスムーズに進みます。
- お客様が整備相談・整備説明で行うコンサルティングやアドバイスを専門家の意見として尊重してくれます。
- 優れた整備技術で対応できるため、早く正確で分かりやすい診断対応が可能になり、お客様の信頼度が向上します。
- 整備業界の信頼度向上が、お客様に波及でき、それが、業界全体の社会的評価の向上と整備事業者の社会的地位の向上に貢献することになります。
- 資格取得時に発行される「認定看板」「認定証書」「認定バッジ」でお客様に対し、認定資格者であることをアピールすることができます。

【認定資格取得までの流れ】



3. 平成27年度第2回自動車検査員教習

- 自動車検査員資格を取得するための教習が、下記により実施されますのでお知らせします。
- ◇受付期間 11月24日（火）～ 12月4日（金）
- ◇教習日程 平成28年1月中旬（4日間） 9:00～17:00
- ◇試問日 平成28年2月2日（火）
- ◇教習受講資格 「指定自動車整備事業業務取扱要領」第10条に定める者（教習開始日の前日において、整備主任者（二級自動車シャシ整備士の技術検定のみに合格した者を除く。）として1年以上（一級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあっては、6ヶ月以上）の実務経験を有する者）であって、次の各号の一に該当する者。
(1) 指定自動車整備事業の指定を受けている事業場に従事している者
(2) 指定自動車整備事業の指定を受けようとしている事業場に従事している者
(3) 上記(1)及び(2)に勤務を予定している者
なお、直近の整備主任者研修（平成27年10月実施）を受講していること。
(4) 自動車検査員再教習受講通知を受けた者
- ◇教習会場 (一社)山梨県自動車整備振興会
- ◇申請書類 ①申請書2枚（申請書は振興会・指導教育部窓口に用意します。）
振興会ホームページ（<http://www.ams.or.jp>）の会員ページからもダウンロードできます。
②写真 2枚（4cm×3cm）申請書に貼付
③はがき3枚（申請書の氏名・郵便番号・住所を記入）
④自動車整備技能者手帳（法令研修の受講を確認します）
⑤一級又は二級自動車整備士の合格証書
- ◇資料代 20,000円
※資料代は関係法令の改正等により追加・変更する場合があります。
※平成26年度第1回・2回、平成27年度第1回の教習を受講された方で、今回試問のみを受験される方も必ず申請して下さい。
※詳細については、別途お知らせします。

3-2. 自動車検査員教習特別講習会

- 自動車検査員教習試問合格に向けた特別講習会を開催致します。試問合格率アップを目的とした勉強会となりますので、自動車検査員教習の申請者は受講することをお勧めします。
- ◇受付期間 11月24日（火）～ 12月28日（月）
- ◇日程 平成28年1月下旬（3日間） 9:00～17:00
- ◇会場 (一社)山梨県自動車整備振興会
- ◇申請書類 自動車検査員特別講習受講申込書1部
(検査員教習受講申請時に受講料を添えて併せてお申し込み下さい。)
- ◇受講料 9,300円

4. 整備主任者(技術)研修

標記研修を次のとおり実施致します。該当事業場には事前に通知致しますので、必ず受講されますようお願い致します。

研修対象者は、

各事業場で選任されている整備主任者(1事業場1名以上)

◇研修会場 (一社) 山梨県自動車整備振興会 研修センター及び実習場

◇担当講師 各ディーラー技術担当者

◇研修内容 学科：新機構・新装置、整備技術

実習：動力伝達装置の構造・機能及び故障診断/ボデー電装系の構造機能及び
故障診断

◇受講料 6,720円(テキスト代含む)

【使用テキスト】

・平成27年度版 自動車整備新技術(学科研修用) 1,020円

・平成27年度版 自動車整備新技術(実習研修用) 1,250円

◇研修日時 受付 9:00 ~ 9:30

研修 9:30 ~ 17:00 **※日程につきましては、下記の表を参照して下さい。**

◇技術研修日程表

月	日	曜日	該当支部	受講予定者数	担当		
					学科(小型)	実習(小型)	学科(大型)
5	11月12日	木	南アルプス北	49	トヨタ	トヨタ	いすゞ
			南巨摩北				
6	11月19日	木	都留	39	ダイハツ	ダイハツ	UDトラックス
			上野原				
7	12月3日	木	韮崎	40	三菱	三菱	日野
			市川				
8	12月10日	木	甲府南①	50	トヨタ	トヨタ	三菱ふそう
9	12月17日	木	甲府西	50	スズキ	スズキ	UDトラックス
			甲府南②				
10	1月14日	木	甲府東	45	ホンダ	ホンダ	三菱ふそう
			甲府北				
11	1月21日	木	東八①	50	トヨタ	トヨタ	いすゞ
12	2月4日	木	東八②	45	日産	日産	日野
			日下部				
13	2月10日	水	二輪	20	二輪	二輪	
14	2月18日	木	その他	20	マツダ	マツダ	UDトラックス

各種研修・講習申込方法

申込書は、教育課窓口にあります。また、振興会ホームページ
(<http://www.ams.or.jp>) の「会員ページ」からもダウンロードできます。
必要事項を記入の上、受講料を添えて教育課までお申し込み下さい。

ワインチ運転者特別教育受講申込書

認証番号	8 -	事業場名	
TEL番号		FAX番号	
受講者名		生年月日	昭和 平成 年 月 日
車積載車 登録番号			
備 考			

教 育 課

自動車整備技術認定資格取得ご希望の方は、下記にご記入の上、
教育課窓口にお申込み下さい。

なお、申込みは12月18日（金）までにお願いします。

お問い合わせ：教育課 055-262-4422

空欄にご記入下さい。また該当する□にレ点をお願いいたします。

認証番号	8 -	支 部 名	支 部
会 社 名			
氏 名	フリガナ		
T E L	- -	F A X	- -
◆自動車整備士技能検定状況 並びに 整備主任者研修受講状況			
<input type="checkbox"/> 2級自動車整備士検定 合格者 (2級シャシ自動車整備士を除く)			
<input type="checkbox"/> 1級自動車整備士養成課程 修了者 (2級自動車整備士取得者のみ レ点して下さい)			
<input type="checkbox"/> 1級自動車整備士技能検定 合格者 (1級自動車整備士取得者のみ レ点して下さい)			
<input type="checkbox"/> 平成27年度整備主任者（技術）研修受講状況 平成 年 月 日 受講済み			
(注) 検査員研修を受講されていても、整備主任者研修を受講済みとは みなされないのでご注意下さい。			
<input type="checkbox"/> 整備主任者技術研修認定機関の指導員であり、技術研修の講師をしている。			
◆ 勤務状況、実務経験 並びに運転免許証の有効等			
<input type="checkbox"/> 山梨県自動車整備振興会の会員事業場に勤務している。			
実務経験3年以上 <input type="checkbox"/> (但し一種養成課程修了者の実務経験は、当該自動車整備士技能検定 試験に合格した日から起算して3年以上)			
<input type="checkbox"/> 運転免許証を所有し、免許証が取消し、停止でないこと			